

# 吹田市市税審議会 会議録

## 1 開催日時

令和5年(2023年)7月11日(火) 午前10時から11時10分まで

## 2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

## 3 出席者

### 【委員】

- ・石田 和之 委員
- ・大川 雅子 委員
- ・徳原 秀樹 委員
- ・番田 晶子 委員
- ・三浦 晴彦 委員
- ・山口 淳 委員
- ・渡辺 裕美子 委員

### 【市理事者】

#### (税務部)

- ・中川 税務部長
- ・杉原 税務部次長
- ・遠藤 資産税課長
- ・伊東 税務部参事
- ・徳野 資産税課長代理
- ・谷尾 資産税課主幹
- ・小林 資産税課主幹
- ・曾我 市民税課長
- ・三輪 市民税課長代理
- ・樋上 納税課長
- ・北川 納税課長代理
- ・三住 債権管理課長

#### (都市計画部)

- ・古谷 住宅政策室長
- ・笹川 住宅政策室参事
- ・前 住宅政策室主幹

#### (事務局)

- ・津田 税制課長
- ・藤本 税制課長代理
- ・植田 税制課主査
- ・福沢 税制課主任
- ・種谷 税制課主任

## 4 欠席者

なし

## 5 傍聴者

なし

## 6 配付資料

### (1) 吹田市市税審議会 会議次第

#### (2) 市税審議会資料

- ア 諮問事項1 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の拡充について  
(1～5 ページ)
  - イ 諮問事項2 森林環境税の創設についての報告及び市民税・府民税の減免の見直しについて  
(6～14 ページ)
  - ウ 令和4年度（2022年度）市税収入状況について  
(15～16 ページ)
  - エ 吹田市市税審議会規則  
(17～18 ページ)
  - オ 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて  
(19 ページ)
- (3) 令和5年7月11日 吹田市市税審議会出席者一覧

## 7 会議内容（発言要旨）

### (1) 会長・副会長の選出

会長・副会長について委員間協議の結果、会長に石田委員、副会長に山口委員を選出した。

### (2) 議事1 諮問事項

- ア 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額割合（わがまち特例）について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

#### (委員)

対象となるマンションの推計を管理組合数で示されたが、戸数としてはどの程度を見込んでいますか。

#### (理事者)

管理計画の認定は管理組合単位となっており、マンションの規模も小規模なものから100戸を超える大規模なものなど様々なため、戸数をお示しするのは困難です。

#### (委員)

減額割合を大きくするほど固定資産税の税収が減ることになると思いますが、どれぐらい減収になると見込んでいますか。

#### (理事者)

マンションの築年数によって固定資産税の基礎となる評価額が異なり、具体的な減収の見込み額を示すことは困難ですが、モデルケースとして、築20年、1住戸当たり80

m、固定資産税の年額が 96,000 円のマンションとした場合、減額割合が 1/2 の場合は 1 住戸当たり 48,000 円、減額割合が 1/3 の場合は 1 住戸当たり 32,000 円の減額となります。仮に、1 棟 100 戸のマンションとすると、減額割合が 1/2 と 1/3 で 160 万円の差となります。

なお、実際にこの制度を活用するマンションは、対象のマンションのうち数棟程度になると思われるため、市税収入全体からすると影響はわずかと考えています。

(委員)

管理計画の認定の条件の中に修繕積立金の額の引き上げも含まれていますが、固定資産税の減額期間が 1 年だけなので、効果がどれほどあるかは疑問に感じます。この制度の活用により月々の修繕積立金が上がると住民の負担が増えるので、他の負担軽減策も考えた方が良くはないかと思えます。

(委員)

今回の制度の対象となるマンションは市の人口や世帯に対してどの程度の割合となりますか。

(理事者)

マンションの住民に関する人口比等の統計はありませんが、減額の対象となるマンション管理組合数が、全体の 3% で、吹田市のマンション率が 32.5% であることを考えると、あくまでも概算とはなりますが人口の 1% を少し下回るくらいが対象となる見通しです。

(委員)

今回のわがまち特例により減額となる税金に対する交付税措置等がありますか。

(理事者)

減額割合の参酌基準である 1/3 については交付税の対象となり、それを超える分については市の負担となります。

(委員)

吹田市はマンションの割合が高いためこの制度を活用した取組を進めるということは分かりましたが、減額割合を 1/3 にする場合と 1/2 とする場合で効果がどの程度変わるのか、例えば他市で実施された効果など客観的なデータがありますか。

(理事者)

現時点で客観的なデータはありません。

マンションの修繕積立金不足は全国的な問題であるとともに、吹田市はマンション管理に関する条例を制定するなど全国に先駆けてマンションに関する政策を実施していることから、減額割合を1/2にすることで積極的に課題解決に取り組みたいと考えています。

(委員)

制度の対象となる条件として示されている「一定の大規模改修工事」とはどのような工事でしょうか。

(理事者)

国土交通省の資料のとおり、屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事といった長寿命化工事が対象となります。

以上の質疑応答の後、採決を行ったところ、賛成多数となった

イ 森林環境税の創設についての報告及び市民税・府民税の減免の見直しについて、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

(委員)

森林環境税の免除は政令で定められていますが、市民税は免除だが森林環境税だけ課税となるケースは想定されているのでしょうか。

(理事者)

地方税法上市民税均等割が非課税の市民に森林環境税のみが課税されるということはなく、市民税均等割が非課税となる方は森林環境税も非課税となります。

(委員)

現在、防災・減災への財源確保のために上乗せされている市・府民税均等割500円ずつがなくなると、市民税の税収が減ることになりますが、市の防災・減災への対策は大丈夫でしょうか。

(理事者)

市民税均等割に関する税収は減収となりますが、制度変更後も引き続き国の交付税措

置等を活用するなど、防災・減災の取組を推進していくものと考えています。

(委員)

現状の減免の規定には、災害による死亡がないとのことですが、これまでの災害時の取扱いはどうされていたのでしょうか。

(理事者)

これまでの災害において、災害による死亡を理由とする減免の申請はありませんでした。

(委員)

自治省通知の内容について、所得要件はどうなっていますか。

(理事者)

資料PI3に所得要件について示されており、1000万円以下が対象となっています。

(委員)

改正案の所得要件を見ると、これまでの対象であった所得が1000万円を超えて1510万円以下である方については、改正後は対象外になるという認識で良いでしょうか。

(理事者)

そのとおりです。

(委員)

現行の所得要件で、災害による減免を適用された事例はどの程度ありますか。

(理事者)

平成30年の大阪府北部地震や台風の際の市民税の減免申請の実績はありません。

(委員)

住民の方が制度を知らないということはないでしょうか。

また、今回の所得要件の見直しを行った趣旨を再度お教えてください。

(理事者)

減免の制度等については、市のホームページで周知を行っていますが、今後さらなる周知の方法を検討してまいります。

所得要件の見直しについては、現在の市民税納税者の4分の3が500万円以下の所得であることを踏まえ、所得が1000万円を超える方については制度の対象外にはなるものの、多くの納税者に対しては今回の見直しにより減免の割合が増えることで、より手厚い支援となるため、今回の見直しを行いました。

以上の質疑応答の後、採決を行ったところ、賛成多数となった。

2件の諮問案について、案のとおり改正することが適当と答申されることとなります。

### (3) 議事2

令和4年度(2022年度)市税収入状況について、理事者側から資料のとおり説明がなされた。

#### (委員)

2点お聞かせください。

令和3年度の入湯税の収入率が、大きく落ちているのはなぜでしょうか。

また、令和4年度の滞納繰越分の収入率が前年よりかなり減少しているのはなぜですか。

#### (理事者)

入湯税については、徴収猶予を適用し令和3年度の納税を令和4年度に繰り越したため、収入率が減少しています。

滞納繰越分の収入率については、令和2年度に新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例を適用し、次年度以降に繰越となった約12億円分のほとんどが令和3年度に納税されたことにより、令和3年度の収入率が大きく上昇しました。

### (4) 議事3 その他

事務局からの、議事概要の公開等の事務的な報告を行った。